

令和5年第1回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年1月31日（火）午後2時00分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（19名）

欠席農業委員（なし）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について
- 5 報告第1号 空き家に付属した農地指定について

◎開 会

事務局長 総会の定足数に達していますので、ただいまより令和5年第1回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が5件、農地法第5条関係が4件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が35件、白河農業振興地域整備計画の変更関係が2件、合わせて46件をご審議いただきますほか、空き家に付属した農地について新たに1件を指定しましたので、その報告がございます。どうぞよろしく願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 それでは、2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。令和5年1月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 説明に入る前に、3ページ、その1、4ページ、その5の譲受人の申請事由が譲受人の要望となっておりますが、譲渡人の要望に訂正をお願いいたします。

それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその5朗読】

以上、その1からその5までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします
ます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月21日、委員と、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。譲渡人は電話で確認しました。申請内容についても聞き取りし、双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題はないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月21日に、委員と、譲受人と現地調査を行いました。また、譲渡人は栃木ということで電話にて確認しました。申請内容について、問題ないとのことでした。今回の農地の影響はございません。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について、原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

関連がありますので、その4も併せて審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月29日2時に、委員と、設定人の代理人と、その3被設定人の行政書士の代理人、その4被設定人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺の農地への影響も、特に問題はないと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3、その4について、原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 この申請につきまして、去る1月22日、委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人、共に現地を案内していただいて、申請内容を確認しました。この申請による周辺農地への影響はないと思われまます。皆様の審議をよろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その5について、原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和5年1月31日提出。会長矢野正則。
以上でございます。

会長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、6ページをご覧ください。

農地法第5条その1についてご説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る1月28日10時より、委員と、譲受人と現地調査を行いました。また、譲渡人2名については、遠方のため、1月25日に電話確認しました。ともに間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、11ページをご覧ください。

農地法第5条その2についてご説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。許可基準は第1種農地の許可規定を準用し、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月29日2時に、委員と、設定人の代理人、行政書士代理人、被設定人の担当の方と立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺の農地への影響も、特に問題はないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、16ページをご覧ください。

農地法第5条その3についてご説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業により該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

和知委員 去る1月29日に金山地区担当の委員、譲渡人の奥様、譲受人、行政書士立会いの下、

現地調査を行いました。申請どおりで間違いのないことです。また、周辺農地には問題はないと思われますので、皆様方のご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、21ページをご覧ください。

農地法第5条その4についてご説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。許可基準は、第1種農地の許可規定を準用し、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月26日、委員と現地調査を行いました。設定人、被設定人に、電話で確認しました。申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題はないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について、原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、26ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、

審議するものとする。令和5年1月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第35号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第35号について、原案のとおり承認いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、40ページをご覧ください。

議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので審議するものとする。令和5年1月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 白河農業振興地域整備計画の変更その1からその2について、事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、41ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更その1についてご説明申し上げます。

【その1朗読】

農用地区域除外後の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

続きまして、44ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更その2についてご説明申し上げます。

【その2朗読】

農用地区域除外後の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

以上、農業振興地域整備計画その1からその2について、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

去る1月20日に運営委員会を開催し、現地調査と併せて審議を行ったところであります。

その結果につきまして、運営委員会を代表し、委員に報告を求めます。

委 員 白河農業振興地域整備計画変更につきまして、去る1月20日、運営委員を開催し、白河市に意見を求められた白河農業振興地域から除外の2件について現地調査と併せ審議を行いました。審議の結果、運営委員会としては計画の変更内容について妥当であると判断し、同意することとしましたので、報告いたします。

以上です。

会 長 運営委員を代表して報告がありましたが、ほかに御意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について、運営委員会の意見に準じ、同意する意見書を市へ提出いたします。

◎報告第1号

会 長 次に、報告第1号 空き家に付属した農地指定について事務局に朗読させます。

事 務 局 それでは、47ページをご覧ください。

報告第1号 空き家に付属した農地指定について。白河市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準による申請があり、同基準第5条の規定に基づき指定したので、同基準第7条の規定により総会において報告する。令和5年1月31日報告。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 48ページをご覧ください。

【朗読】 なお、この案件につきましては、令和5年1月8日に農業委員、推進委員が現地調査を行い、指定した内容でございます。

以上です。

会 長 以上で本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和5年第1回白河市農業委員会総会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

(午後2時55分)
